

甲状腺超音波検査の結果についての解説

A)と判定された方およびその保護者の皆様にお伝えします。

異常所見は認められませんでした。次回の定期検査受診をよろしくお願いいたします。

B)と判定された方およびその保護者の皆様にお伝えします。

あまり小さいものや、完全にしこりがない液体が入っているだけの袋（嚢胞、のうほうといいます）の場合、検査治療の対象とならずそのまま経過を観察します。自然退縮もみられ次回の検診の時期に再度検査することで十分と判断しました。異常を自覚された場合には下記にご相談ください。

C) 二次検査を勧められた方およびその保護者の皆様にお伝えします。

原発事故による放射線障害で、小児の甲状腺にしこりができることを危惧されているかたもいらっしゃるかとは思いますが、今回の検査はあくまでも現在の甲状腺の状態を把握するためのものです。従って、二次検査が必要ということが放射線による影響が甲状腺にでたということではありません。二次検査の対象となった皆様の大部分は良性腫瘍であることが予想され、今回の原発事故以前から存在していた可能性が高いと考えられます。念のため悪性腫瘍でないことを確認するため、二次検査を施行します。

【お問い合わせ先】

- 県民健康管理調査全般に関するお問合せ
福島県保健福祉部 健康管理調査室
電話番号 024-521-8028 (8:30~19:00)
- 甲状腺検査に関するお問合せ
福島県立医科大学 県民健康管理調査事務局
電話番号 024-549-5130 (9:00~17:00)